

平成30年第2回七戸町議会定例会  
会議録（第3号）

平成30年6月8日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第15号 専決処分事項の報告について  
(落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 議案第59号 七戸町地域ケア会議設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第60号 道の駅しちのへ道路・観光情報館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第61号 七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第62号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第63号 七戸町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第64号 工事請負変更契約の締結について  
(（仮称）道の駅しちのへ情報館機械設備工事)
- 日程第 8 議案第51号 平成30年度七戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第52号 平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 平成30年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 報告第16号 平成29年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

- 日程第 19 発議第 4 号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める  
意見書の提出について
- 日程第 20 発議第 5 号 安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明を求める意見書  
の提出について
- 日程第 21 陳情第 1 号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准  
することを求める陳情書
- 日程第 22 議員派遣について
- 追加日程第 1 議案第 65 号 物品購入契約の締結について  
(消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 購入)
- 追加日程第 2 議案第 66 号 工事請負契約の締結について  
(七戸運動公園テニスコート改修工事)
- 追加日程第 3 議案第 67 号 工事請負契約の締結について  
(道の駅造成駐車場整備工事)

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### ○出席議員 (15 名)

議長	16 番	田 嶋 輝 雄 君	副議長	15 番	三 上 正 二 君
	1 番	二ツ森 英 樹 君		2 番	小 坂 義 貞 君
	3 番	澤 田 公 勇 君		4 番	疋 清 悦 君
	5 番	岡 村 茂 雄 君		6 番	附 田 俊 仁 君
	7 番	佐々木 寿 夫 君		8 番	瀬 川 左 一 君
	9 番	盛 田 惠 津 子 君		10 番	田 嶋 弘 一 君
	11 番	松 本 祐 一 君		13 番	中 村 正 彦 君
	14 番	白 石 洋 君			

#### ○欠席議員 (1 名)

12 番 田 島 政 義 君

#### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
総 務 課 長	高 坂 信 一 君	支 所 長 (兼庶務課長)	加 藤 司 君
企画調整課長	中 野 昭 弘 君	財 政 課 長	金 見 勝 弘 君
地域おこし	田 嶋 邦 貴 君	会 計 管 理 者	田 嶋 史 洋 君

総合戦略課長		(兼会計課長)	
税務課長	附田敬吾君	町民課長	天間孝栄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	附田道大君	学務課長	八幡博光君
生涯学習課長	鳥谷部慎一郎君	世界遺産対策室長	甲田美喜雄君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高田浩一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	高田博範君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	原子保幸君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	天間孝栄君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 原子保幸君      事務局次長 中村孝司君

---

○会議を傍聴した者（2名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。  
したがいまして、平成30年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。  
これより、6月7日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第15号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第15号専決処分事項の報告について（落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号専決処分事項の報告について（落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第2 議案第59号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 議案第59号七戸町地域ケア会議設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

- 7番（佐々木寿夫君） 七戸町地域ケア会議設置条例というのが今出されているのですが、これをずっと読んでみると、既にこのケア会議というのはあるような感じがするのです。

そこで、お伺いいたします。地域ケア会議設置条例を今なぜ出したのか。そして、今ま

でとの関係でどうなのか説明願います。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

七戸町地域ケア会議でございますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、今までも行っております。

しかしながら、本来、町で行う七戸町地域ケア会議、また、地域包括支援センターが行う個別会議というものが、地域包括支援センターが一つであったことから、今まで合同の会議として行われておりました。この区分について、事業評価者である七戸町が行うケア会議、それから実務者で行う個別会議というふうな区分を明らかにして、本来あるべき形にしたものでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 内容的には今までとどういうふうな違いがありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

先ほど申し述べたとおり、事業評価者ということで、今度は、事業を行う人と実務者の会議と別にいたしまして、今、条例に提案しているものについては、十四、五名の委員で構成して行い、今までより高度な会議にいたしたいと考えておりました。

また、地域包括支援センターのほうでは、個別会議は引き続き行い、これは各事業所から選出していただいて、この人たちが会議を開くものと、はっきりと2本立てに区分したものにいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号七戸町地域ケア会議設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第60号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 議案第60号道の駅しちのへ道路・観光情報館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号道の駅しちのへ道路・観光情報館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第4 議案第61号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 議案第61号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第5 議案第62号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 議案第62号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第63号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第63号七戸町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号七戸町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第7 議案第64号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第64号工事請負変更契約の締結について((仮称)道の駅しちのへ情報館機械設備工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 事業費が2,000万円ほどふえているのですが、その内訳は裏面に多分ついていると思うのですが、例えば屋内給水設備工事、水道メーター新設とかというのは、最初の見積もりの中には入っていないものでしょうか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

まず、質問にお答えする前に、増額は約220万円となっております。

それから、授乳室冷暖房機器、子供コーナーの電気ヒーター等については、当初の国の設計には入っていませんでした。それに気づくのがおくれたというのはちょっと残念なのですけれども、その辺を国に申し入れたところ、確かにそのとおりだということで、変更が認められました。

また、洋便器に変更というのがあるのですけれども、これも国のほうで当初は和便器3台設置しておりましたけれども、国の発注する工事に関しては、基本的に洋式トイレで設備をするということになったことから、変更ということになりました。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 水道メーターのところ。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） 水道メーターに関しては、この施設のいわゆる公衆トイレ、一番水を使うところですが、国が費用負担をするということになったことから、では、どれぐらいなのだということをはっきりさせるためにメーターを設置するものであります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号工事請負変更契約の締結について（(仮称)道の駅しちの



へ情報館機械設備工事)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第8 議案第51号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第51号平成30年度七戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから9ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

10ページ、1款1項1目議会費から、18ページ、3款2項6目児童センター管理費まで、発言を許します。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） 12ページ、2款1項6目の企画費のところなのですが、何年か前に天間林地区の都市計画について一般質問をさせていただいたことがあったのですが、その後、検討した結果、時期尚早ということで、都市計画の計画区域に入れるには、ちょっとまだ時期尚早という結論に至ったようです。

今、縮む社会の中で、七戸町がこれから伸びていくために、土地の有効活用を進めていかなければいけないという時代に入ってきていると思うのですが、関係法令の整合性をやっていくと、どうしても農地法だったり農振法だったり、そういったその他法令がどうしても弊害になって土地の有効活用が思うように進まない。結果、町民の利益を非常に阻害している部分、農民を守るのが本来あるべき姿なのに、農地を守るほうが優先される。これは農地法の話なのですが、そうなってくると、本末転倒のような気がして、どうしても抜けないのです。それに、都市計画をかけることによる弊害も当然あるわけですが、この町、これから30年後、50年後、高規格道路、新幹線等が整備されていく中で、残念ながら土地が使いづらい状態になってしまうと、これこそが町民にとって不幸になるのかなというふうにごく感じているところがありまして、前回、都市計画の計画が頓挫した原因と今後の見通しについて、町長にお願いしてもいいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

確かに旧天間林地区、都市計画内の編入ということで調査実施した期間がありました。

ちょっと実施年度は定かではございませんけれども、以前、その中で住民アンケート等の調査をした結果を踏まえると、メリット、デメリットの関連からいくとデメリットの部分が非常に多かったと聞いております。ということで、その時点では区域の編入は、そこは頓挫したということになっています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員。

○6番（附田俊仁君） 本予算には余り関係ない話で申しわけないのですが、去年の4月、農地法の中の、1種、2種、3種と区分があるわけですがけれども、分断要件というのがありまして、分断要件の基準の見直しがあったがために、今まで2種農地扱いだっただが、農業以外には使えない土地ということで、大分制約がかかってきている状況です。これが結局住宅とか工場の設置に、非常に弊害になっている部分がどうしてもあるものですから、あえて提言をさせていただいたのですが、この先、この地域を青森県というか、上北郡の中心と考えたときに、当然のことながら自由な経済活動を推進していくべきだと思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 専門的な言葉でちょっとわからない部分もあるのですがけれども、状況的にはかなり当時と実態が違ってきています。いろいろな開発が進んできていますし、恐らくこれをやらないとデメリットのほうが多くなるのではないかと。確かに農地として非常に大事な部分もありますけれども、それ以上に、今、状況の変化がありますので、その辺はよく勉強しながら、都市計画が必要であれば、今度は検討に向かっていくべきだというふうに今考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員、よろしいですか。ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 17ページの老人福祉費、ここに関連いたしまして質問したいと思っておりますけれども、予算に直接関係ないわけではないのですが、町の盛年式について少しお聞きしたい。3月のうちに聞いておけばよかったのですが、ことしの盛年式はどのような計画であるか、自分も多分対象者になると思っておりますけれども、少し考え直す必要があるのではないかと、内容を変える必要があるのではないかと考えています。人生100年という計画を国のほうでも出していますし、70歳というのはちょうど節目ではありますけれども、盛年式をした経緯は、立案者からも話は聞いております。成人式と同じく、70歳の節目を祝おうということで、それまではたくさんのお年寄りがいたので全員を呼ぶことはできないけれども、到達者だけをお呼びしてお祝いしようというふうな経緯は聞いておりますけれども、これを少し再考する必要があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

盛年式でございますが、盛年式は七戸地区において行っております。これにつきまして、今年度は9月21日を予定しております、70歳到達者と、それから88歳の夫婦、90歳の到達者と100歳の到達者をお呼びして、お祝いをいたしたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 何回か来賓としても出ましたし、お手伝いもしたことがございますけれども、年々参加者が少なくなり、去年も大変少ない。到達者が行かなくなっている。皆さん、70歳はお年寄りの仲間だと思っていないようでございます。

そこで、75歳から後期高齢者ですけれども、天間林地区は、多分75歳以上の方を各地域で御招待して、それなりのお祝いの会をしていると思います。あとまた、集落のほうではそういうことをやっておりますけれども、町なかの方々も町内会でやるようにしたらいかがでしょうか。というのは、町内会で75歳以上の方をそれなりにお祝いしてあげるとか、また、町でそれなりのお祝いの記念品を上げるとか。来れない方が多くなっております。それであれば、町内会長なり役員たちが各家々を訪問して安否確認と、お祝いの品々を上げると。タオルとか、七戸町の名前入りの手ぬぐいとか、そういうものをお上げする。そういうことによってお金も動くし、それから、自分の町内会を把握することができる。それから、皆さんが集まって会食すれば、それなりのお金が動きます。こういうことで、もう一つのところに集めてやるということは無理ではないかと思っておりますけれども、皆さん顔合わせを細かく各町内ごとでやったほうがいいのではないかと、75歳以上の方々全員、そういうふうな要望も聞いておりますけれども、この辺、町長はどう考えられますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 実は去年、おとしから参加する人が少なくなってきたということで、検討しようと言っていました。今おっしゃって、改めて今、そういう時期が来ると思っています。ちょうど我々ですから、節目になると。天間林地区は、70歳から75歳に変えた経緯があります。人数がふえ過ぎていくと。ですから、この辺も検討する時期に来ているのではないかと。早急に検討してみますけれども、ただ、町内会で、実は天間林地区は婦人会という受け皿があるのですけれども、七戸地区はなかなかそういったものがないということで、1カ所というお話も聞いていました。その辺の実態もちょっと調べてみて、ことしはどうするのかと、早目に検討しないとだんだん、まだ年寄りになりたくないという、そういう長寿社会になってきますので、十分検討しなければならない時期に来ていると思いますので、早目に検討して結論を出していきたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 前向きに検討していただくということで、ぜひ考えていただきたいと思っております。これをやることによっていろいろなお金が動きます。子育て世帯とか、

若い人にも十分にお金をかけてきておりますけれども、その分、高齢者は非常に差別をされているような印象も受けておりますので、ここで町がしっかりと高齢者も支えているのを見せていただきたいと思います。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。要望します。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、18ページ、4款1項1目保健衛生総務費から、27ページ、13款1項6目水道事業会計繰出金まで、発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 18ページ、4款1項5目健康増進費のところなのですが、町自殺対策計画策定業務委託料というのが367万円ほど予算化されているのですが、自殺対策計画策定業務委託料ということになっていると、町の自殺者がそれだけ多いのかなという感じがするのです。平成28年を調べてみると、6名という数字が出ていたのですが、6名ということになると、他の町村と比べても、県と比べても、率的にはかなり多いのですが、自殺対策計画策定業務をするに当たって、自殺者の人数というのはここ四、五年どういうふうになっているか、率でもいいし、この辺をまず一つお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃったとおり、平成29年度の自殺者は6人となっております。今、手元にある資料ですけれども、平成24年は7人、平成25年は3人、平成26年は6人、平成27年は5人、平成28年は2人ということになっております。

この自殺対策計画につきましては、今年度、策定を予定しております、初めての策定となります。今回、予算化させていただいたのは、3月に国の方針が示されたということで、6月に補正をかけさせていただいております。

あとは、このほかにも町では、平成25年度からゲートキーパーの研修会ということで、大体毎年25人程度なのですが、自殺になるような方たちのお話を聞けるような人の養成ということで、研修会を平成25年度から行っておりました。これによって、平成28年度は2人ということで、この効果があったのかなと思っておりましたが、残念ながら平成29年度は6人ということで、残念な結果となっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

1番議員。

○1番（ニツ森英樹君） 26ページ、10款4項9目13節委託料で、史跡ニツ森貝塚ガイダンス施設設計業務委託料でありますけれども、内容のほうを説明してもらえますか。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

北海道・北東北縄文遺跡群の世界遺産登録へ向けた取り組みの中で、二ツ森貝塚のガイダンス施設の必要性については御理解をいただいておりますけれども、今年度、国内推薦が決定いたしますと、最短で平成32年度には登録となることから、これに対応するため、今年度、設計に着手しまして、平成31年度に改修工事、そして展示工事を行いまして、平成32年度にはオープンできるように取り組みたいということで計上しております。

具体的な部分で言いますと、天間東小学校廃校後の取り組みということになりまして、そこに対して、二教室分のスペースを展示施設にしたいというふうに考えておりまして、それに伴う改修工事と展示工事を想定しております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 1番議員、よろしいですか。ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 20ページ、観光費です。ピザカーニバルについてお伺いしたいと思います。きのうの一般質問で4番議員がピザカーニバルが大成功、盛況であったというふうに述べておりました。私も国道側から眺めていて、大変すごい、大盛況だなど思っておりましたけれども、12月の定例会で4番議員が、駅周辺とか山車展示館とか、そういうのを利用できないかという質問をしたのを踏まえて、あそこを利用したのかと思いますけれども、新しい発想でイベントに取り組んで、非常に大成功したのは大いに評価できます。

しかし、今月の5日、東奥日報の明鏡欄に商店主からの投書が載っておりました。ピザカーニバルが駅のほうに行くというときから、困ったなというふうな声が聞こえておりましたけれども、主催が実行委員会になったので、そちらのほうを会場にしたということなのですが、商店街にかかわりのない方々が主導で行われたと思います。これはこれでいいのですが、中央商店街のほうの活性化のために始めたものが、そちらのほうで大いにぎわった。その商店の皆様が納得できるような対策はとれなかったのかと思いますけれども、そこら辺どうでしょう。副町長ですか、町長ですか、ピザまつりの経緯についてはわかりますけれども、商店街のほうが置き去りにされたような気分になっているということについて御説明いただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 非常に複雑な気持ちであります。実行委員会でいろいろ検討をした結果、場所は、いわゆる山車団地、山車展示館の前、イオンの駐車場もお借りしてやるということになったみたいですが、実は去年から実行委員会に移ったと思うのですが、開催が大変だと、助けてくれと、個人的にそういう依頼もありました。ですから、商店街の開催というのはなかなか、青年部から移ったといいますか、そういう体制がとれなくなったということから、恐らくそういう検討になったと思います。

実は、場所が決まってから、町の商工会、それから商店会協同組合、中央商店街協同組合、三者の会長がおいでになって、何とか場所を変更してくれないかという要望を受けましたので、早速それを伝えたら、いろいろ検討した結果、もう既にそこでやるということに決定していると。いろいろなポスターとか、そういった準備をもうしているということで、もう既に遅いという回答がありました。

では、次年度に向けてということですが、検討はするということでありませけれども、やってみたら、意外といろいろな方面から人数がかなり多く来たということですから、この辺、私も相談に乗っていろいろやってみたいとは思っていますけれども、やるからには、それぞれの役割分担といいますか、町内でやるには、例えばひな祭りだとか、回遊してやれるようなものであればいいのかなとは思っておりますが、ことしの主催した方々とじっくり協議をして、こういう要望もあったし、投書もあったということで、相談はしてみたいと思っております。

個人的には、やはり町なかが生かされるようなイベントは、イベントなりの持ち方があるのではないかと、そのように考えていまして、ピザの場合、非常に駐車場とか、そういったことで難儀したと。ですから、恐らく変更に至ったのだろうというふうに思いますが、一応協議はしてみたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） ピザカーニバルの成功は本当に褒めたいと思います。しかし、商店街の方々がますます元気がなくなるような状況で、前に8番議員が商店街のほうに500万円上げて、10年たったら5,000万円と、それぐらいの力を注いだらどうかというようなことを言ったことがあります。それに増して、今や余りに元気がなさ過ぎて、自力で何もできなくなっている状況である。我々住民としても、何とかそこを協力して盛り上げていきたいと思っておりますので、ぜひ町でも商店の方々とも協力して支えてあげてください。お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） ここに松本議員も商工会の役員ですけれども、やるのはいい、町なかで。だけれども、当初、こういう話も聞くのです。自分たちで自力でやれない、何もかも役場でやってくれ、これではおかしいです。自分たちの地元でやっている、これはいい。そのかわり、自分たちで自助努力もするけれども、公の公助の力でやってくれというのではなくて、これから検討するし、話し合いもするだろうけれども、自分たちの商店に来なければ大変だというのはわかる、そのとおりのだから。だったら、私たちも何を手伝いできるのか、そういう姿勢がない限りはおかしな話になります。きのうだって4番議員の一般質問に町長が答弁して、商店のほうより、こっち側に行つてのイベントのあり方も考えたやさきです。それはそれで町なかも大事です。自分たちが努力する形で、その辺のところを伝えながら話したほうがいいと思います。どうでしょうか、町長。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町なか対策でさまざま、もちろんやってきました。ただ、このピザに関しては、いろいろ当事者がさまざまな方面から検討して、商店街でやるのは無理だという結論で、今年度はやったということです。ですから、やった結果においては、非常に都合がいい状況だったそうであります。ですから、そういったものを踏まえて、当然今回の実行委員会の皆さんと話してみますけれども、町なかを本当に生かせるようなものであればあるなりのイベントの持ち方があると思いますので、今の場合は、恐らく、彼らの話をずっと、実はこれだけではないのです。一連の主催が、実行主体が移ったというのも理由があるみたいなのです。その辺をもう1回じっくり聞いてみて、相談をして、我々なりに結論を出して、アドバイスをしたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 大きい別れ道です。例えば6番議員の話に、あそこが上北の中心地になると、そういう方向性になるのです。そうなってくると、4番議員が話した商業施設やイベントのあり方も考えなければいけない。これもそのとおりです。さりとて、町なかの店舗をそのまま放っておいていいかと、そういうわけにいかない。だけれども、そうしなければ、自分たちも私たちも微力だけれども、自分たちが何かかにかという形で考えないと、今、矛盾した話になっているわけです。その辺のところは十分検討してやってください。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号平成30年度七戸町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第9 議案第52号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第52号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第53号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第53号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 議案第54号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第54号平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。



質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第12 議案第55号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第55号平成30年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号平成30年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第13 議案第56号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第56号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第14 議案第57号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第14 議案第57号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第15 議案第58号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第15 議案第58号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第16 報告16号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第16 報告第16号平成29年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

報告第16号平成29年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ○日程第17 諮問第2号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第17 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

---

○日程第18 発議第3号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第18 発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番、岡村茂雄君。

○5番（岡村茂雄君） 私は3件ほど議員発議しておりますが、まず一つ目の発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について御説明いたします。

皆様も御承知のように、地方自治体では、少子高齢化と人口減少という、地域の将来が左右されるような課題に直面しております。そのために、ほとんどの地方自治体では、急激に減少する子供や若い世代への対応や増加する高齢者への対応など、多くの政策課題に苦慮しているところです。

こうした状況にあるにもかかわらず、国では社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減の議論が加速しております。

特に、トップランナー方式の導入は、民間委託を前提として地方交付税を算定するというもので、地方財政全体が縮小することが危惧されています。これは、いわば国の政策をもとにして、地方自治体の基準財政需要額が算定されるような方式で、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

当然のことですが、地方自治体の実態に応じた基準財政需要額を担保するのが地方財政計画であり、地方交付税であるはずで、それが財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われることは、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

そのようなことから、平成31年度地方財政の検討に当たっては、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。そのため、政府に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出するために提案するものです。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。11時5分までです。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○日程第19 発議第4号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第19 発議第4号労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番、岡村茂雄君。

○5番（岡村茂雄君） それでは、発議第4号について御説明いたします。

4号は、労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）でございます。

政府は、長時間労働を是正とする残業時間の上限規制法案と、労働時間や残業時間の規制を適用しない高度プロフェッショナル制度を創設する法案を一本化し、「働き方改革」関連法案として成立を目指しております。

しかし、働き方改革関連法案は、長時間労働による過労死や健康被害問題を防止することが目的のはずで、そこに労働時間や時間外労働の概念を取り扱う「高度プロフェッショナル制度」を創設することは、働く者の労働条件を向上させるための長時間労働の規制や過労死対策等に逆行するもので、働く者の労働条件の向上とは言いがたいものとなっております。

この高度プロフェッショナル制度は財界からの要望ですが、過去において、日本の雇用形態には向いていないなど、国民の批判を受けて法案の提出を断念してきた制度です。法案審議では、この制度が働く者にとって本当に必要なものかどうかの説明やデータが曖昧で、納得のいく説明がされていません。それを裏づけるように、衆議院では強行採決されました。

痛ましい過労死や過労自殺が重大な社会問題となっていることから、働く者が健康とワーク・ライフ・バランス、それは、仕事8時間、睡眠や食事等8時間、個人の生活（健

康・余暇・子育てなど）8時間というバランスですけれども、これを確保しながら、次の仕事を始めるまでの間の休息时间、勤務間インターバルと言いますけれども、その規制などの長時間労働抑制策を法的な形で導入し、健やかに働き続けることが求められています。そして、女性の活躍や子育てなどの家庭環境を整えることが必要であります。

以上のようなことから、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定による意見書を提出するために提案するものです。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがって、発議第4号労働者の声を踏まえた真の「働き改革」の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第20 発議第5号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第20 発議第5号安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番、岡村茂雄君。

○5番（岡村茂雄君） 続きまして、発議第5号安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明を求める意見書（案）について御説明いたします。

国会では、安倍総理を初めとする閣僚や官僚に対する政治姿勢が問題視されています。それは、公文書改ざん・隠ぺい、データねつ造、虚偽答弁、シビリアンコントロールの崩壊、セクハラなど、これまでにない数多くの疑惑や不祥事が発覚し、異常な事態となっています。

これらの問題については、安倍総理が「うみを出し切る」と強調したものの、国民から見れば、連日の報道を見ても何がどうなっているのか、なぜこのようなことが起きたの

か、その原因もわからず、どこにうみがあるのかさえ全く知るよしもない状況にあります。

1年以上も続いている数々の疑惑・不祥事問題ですが、そこには、国会答弁で、ないと言い切った文書や資料を時間をかけて小刻みに公表したり、公文書の隠ぺい・廃棄・改ざんが当たり前のように行われていた事実が明らかになってきました。

特に、森友学園問題では、安倍総理が「私や妻が関係していたら、首相も国会議員もやめる」と答弁した直後から、財務省で公文書の中から政治家に関する記述の削除や改ざんを始めたことが明らかになり、安倍総理へのそんたくも現実的なものとなってきました。この件に関しては、官僚の任命責任も問われています。

また、加計学園問題では、獣医学部新設前に安倍総理と加計理事長が面会していたとの記録をめぐり、後になって、学園職員がうその報告をしたとするなど、今なお疑惑が払拭されておられません。

さらには、財務省官僚によるセクハラ問題では、麻生財務大臣の発言に批判が集中するなど、国政トップや官僚の資質が問われております。

このような要因の背景には、安倍政権になってから、各省庁の幹部職員の人事を官邸主導にしたことや、安倍総理が任命する諮問機関を中心に、国策さえも主導できるという、いわば、限られた部署に権力が集中する仕組みになったことが影響していると思えてなりません。

以上のようなことを踏まえて、国権の最高機関たる国会において、安倍政権における疑惑・不祥事に対する真相究明を、関係者から国会への喚問や招致によって直接聞くなど、国民にわかる方法で速やかに行うとともに、安倍総理を初めとする任命権者の責任を明らかにすることを求めるために、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出するために提案するものです。

この件に関しては、町民の関心も強いようでございます。議員各位におかれましても、この意見書の趣旨を御理解の上、御賛同頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番議員。

○13番（中村正彦君） 提出先について、参議院議員、伊達中一とありますけれども、参議院の議長ではありませんか。それから、中一の中は、これでいいのか、その辺、字が間違っている。参議院議長でしょう。

○議長（田嶋輝雄君） 質問に対して、5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 御指摘のとおりです。忠は、心がつきます。申しわけありません。訂正させていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） 5番、提出者、そのように間違っているということですから訂正してください。

○5番（岡村茂雄君） はい。よろしくお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

6番議員。

○6番（附田俊仁君） 僭越ながら反対討論に立たせていただきます。

我々地方議会における地方議会の役目というものは、その責任と権限の範囲の中でとり行われるべきものというふうに理解をしております。

したがって、今、国会における討議の話題になっているのは、確かに国民の関心事ではありますが、我々七戸町町議会が本来コントロールすべき町の条例という大前提の責任と権限の範囲を超えているものというふうに考えます。

よって、地方自治法第99条の乱用とは言いませんが、越権行為に当たるのではないかとこのように私は考えますので、反対討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかに討論はありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） こういうことに対する意見書は、地方議会の権限を越えているのではないかとこのことから反対という趣旨の討論がありましたが、私は、地方議会の議員というのは、地方の住民の意見をきちんと集約して、そして国に届ける、そのことも地方議会の議員の役目の一つと考えています。

したがって、今、国会で公文書の改ざん、あるいは隠ぺい、破棄、あるいは疑惑が深まっている、いろいろな答弁があり、それに対して、町民の中でも大きな怒りの声を持っている人がたくさんいます。そのような町民の声を代表している議会で、そのことを討議し、そしてそれを国会に届けるというのは、地方議会の義務を逸脱しているとは考えません。義務の一つであると思います。

したがって、私は、これについては賛成いたします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立少数です。

発議第5号安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明を求める意見書の提出について



は、原案は否決されました。

---

### ○日程第21 陳情第1号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第21 陳情第1号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書を議題とします。

審査を付託しておりました文教厚生常任委員会の委員長より報告を求めます。

附田俊仁君。演壇にしてお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（附田俊仁君） 陳情審査報告をさせていただきます。

去る6月1日の本会議において、当委員会に付託されました陳情第1号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書の審査結果について報告いたします。

当委員会では付託を受け、6月1日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました陳情の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（田嶋輝雄君） 文教厚生常任委員長の報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している陳情審査報告書のとおり、採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決します。

陳情第1号については、委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第1号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ○日程第22 議員派遣について

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

---

### ○追加日程第1 議案第65号から追加日程第3 議案第67号

○議長(田嶋輝雄君) 次に、追加案件に入ります。

議案第65号から議案第67号の3件の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいます。まことにありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について説明いたします。

議案第65号物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)は、指名競争入札を平成30年5月29日実施したところ、有限会社丸栄消機に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第66号工事請負契約の締結について(七戸運動公園テニスコート改修工事)は、条件つき一般競争入札を平成30年5月29日実施したところ、工藤組・田中土木特定建設工事共同企業体に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第67号工事請負契約の締結について(道の駅造成駐車場整備工事)は、条件つき一般競争入札を平成30年5月29日実施したところ、田中土木株式会社に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上、3議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田嶋輝雄君) これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第65号物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第66号工事請負契約の締結について(七戸運動公園テニスコート改修工事)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号工事請負契約の締結について(七戸運動公園テニスコート改修工事)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第67号工事請負契約の締結について(道の駅造成駐車場整備工事)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号工事請負契約の締結について(道の駅造成駐車場整備事業)は、原案のとおり可決されました。

## ○検討に関して

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 全議案が終わりましたので、全般にかかわる問題ですから発言させていただきます。

過去において、たしか何年か前だと思えますけれども、町長が検討するとか、そういう形というのは結構あると思うのです。その形の中で、四、五年前だったと思うのですけれども、今までそれがどういう経過であるのか、それをお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

町長の議会答弁に係る事務事業の進捗ということだと思いますが、一般質問において、町長が検討すると答弁したことについては、その後、議員に対して進捗状況を示していない。また、そのことにより同じような質問が繰り返されるということがありまして、そういう指摘等もございまして、そこで、議会事務局とも協議した結果、一般質問で「検討する」と答弁した議会から6カ月後の定例会において進捗状況等を説明するというところを取り決めいたしました。それは、平成25年の第1回定例会の答弁からということになりまして、これにつきましては、平成25年7月に各課長にその旨を通知するとともに、課長会議においても、進捗状況を示すようにということで通知があったところでございます。

その報告した回数ですけれども、まず、第1回目ですが、これは、最初の取り決めしたときに、平成25年の3月議会で、検討するという答弁に対しまして、平成25年の9月議会で報告しております。

その後、4年くらいになるのですが、報告してございませんでした。大変申しわけないと思っております。

1回目が平成25年の9月議会、2回目が平成29年の12月議会、3回目が平成30年の3月議会、4回目が平成30年の6月議会、以上、4回の報告となっております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） たしか私が言ったのだから覚えておりますけれども、ちょうど第2回目の12月の定例会というのは、道の駅の件で話があった後なのです。前にも話しましたがけれども、3年半前に道の駅のことについて一般質問しているのです。そのときには、町長も早急に検討しますということであったのです。そのときには、これが検討しなければならぬことだったのですけれども、やられていなかった。結果的には、先般起きたようないろいろな問題のトラブルが発生しました。それを受けて、質問があったのですから、逆に2回目はそのときに始まっているのです。もし仮に3年半前に一般質問したときに、それを検討していたとするならば、こういう大きな問題にならなくて、罪人も出ていなかったと思うのです。

それを踏まえて、これからも財政的にも、体育館をつくるとか庁舎をつくるとか、いろいろな形で財政もかなり厳しくなると思うのです。町長としても、きのうの一般質問の答弁あたりは非常によかったのです。できるものとできないもの、ただ、リップサービスのために、そうではないと思うのですけれども、軽々に、検討します、検討しますと言ったって、無理なものを検討しますと言ったって、課長方も大変だと思うのです。これからも、今までやったことはちゃんと報告してもらいたいし、また、町長の答弁でも、できないものはできないと。何でもかんでもできないと言えば、これも困るけれども、そういうふうにしてもらいたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおりでありまして、改めて、当時、道の駅七彩館の関係だと思えますけれども、質問がありまして、その中で答弁はしておりました。検討すると。もちろん、検討するというのは、全てやるとか、やる前提でのあれとか、できないの検討も入るのですけれども、あの当時しかるべき追跡をして、必要な状況に対して指導なり、あるいはまた、命令なりしておけば、ひょっとすれば今回のあれはなかったかもしれないという可能性もあります。ということで、軽々に今までそういうふうにご答弁したということについてはおわびを申し上げますし、今後については、必要な改善はしっかりしていくということにしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 議長のほうから執行部側に、答弁に関しては、実施が難しいもの、あるいはまた、明らかにできないものに関しては、検討するとの答弁は適切でないとは私は思っておりますので、今後、気をつけて答弁をお願いします。

---

#### ○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって、平成30年第2回七戸町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時36分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成30年6月8日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員